



市税豆知識

【市・県民税】

市・県民税の納入方法

市・県民税は、昨年中の所得を基に計算され、今年の1月1日時点に住んでいた市町村に納めていただくものです。納付方法は次のとおりです。

■特別徴収 給与所得者（サラリーマンなど）を対象とした納付方法です。会社などの事業所が、6月から平成19年5月までの毎月の給料から引き去り納めます。なお、給料以外の所得（事業所得、譲渡所得など）がある場合は、それらの所得に対して普通徴収を選択することができます。

■普通徴収 給与所得者以外（自営業、所得が年金だけの人など）を対象とした納付方法で、納税通知書で納めます。なお、納税通知書は6月16日に郵送する予定です。

普通徴収の納期限

納期	納期限
全期	6月30日（金）
1期	
2期	8月31日（木）
3期	10月31日（火）
4期	平成19年1月31日（水）

※市・県民税の納付は口座振替が便利です。詳しくは、市役所駅南庁舎収税課 ☎（0857）20-3433 まで。

問い合わせ先 ▷市役所駅南庁舎市民税課 ☎（0857）20-3417 ▷各総合支所市民生活課（14ページ上記参照）

「景観行政団体」 になりました！



本市は、平成12年度に「鳥取市景観形成条例」を施行し、景観行政に取り組んできましたが、景観法の規定に基づき鳥取県の同意を得て、6月1日から『景観行政団体』になりました。

『景観行政団体』は、地域の特色に応じた景観計画の策定や、建築物のデザインや色彩などについての景観法に基づく規制・誘導により、よりきめ細やかな景観行政に取り組むことが可能となります。

今後、豊かな自然や歴史・文化的資産などを生かしながら、快適で個性ある魅力的な都市に育てていくため、市民のみなさんのご意見を伺いながら景観計画の策定や条例の改正などを進めていきます。

景観づくりに関するご意見や提案は、お気軽に下記までお願いします。

問い合わせ先

市役所本庁舎都市計画課 ☎（0857）20-3272

職員のクールビズを推進しています

本市では、地球温暖化防止と省エネルギー対策の取り組みの一環として、庁舎内の冷房温度を摂氏28度に設定し、6月1日から9月30日までクールビズ（夏のノーネクタイ、ノー上着の軽装）を推進します。市民、来庁者のみなさんのご理解をお願いします。

問い合わせ先

市役所本庁舎職員課 ☎（0857）20-3107



給対象が小学校6年生修了前の児童に拡大され、併せて所得制限も緩和されました。
※制度改正による請求は、9月30日までに受け付けられたものに限り4月1日にさかのぼって支給します。ただし、所得制限の緩和により要件に該当する人は、請求月の翌月分からの支給となる場合がありますので、お早めにご手続きをしてください。
提出・問い合わせ先 市役所駅南庁舎児童家庭課 ☎（0857）20-3465 / 各総合支所福祉保健課（14ページ上記参照）



お知らせ

イノシシなどによる被害対策の支援

年々増加するイノシシ被害を防ぐためには、地域ぐるみでの取り組みが大切です。本市では、イノシシなどから農作物を守るため、地域などが



設置する電気柵、トタン、網などの被害対策にかかる資材費用について補助しています。電気柵などを設置する場合は、お早めに申請手続きを行ってください。申請に必要な書類など詳しくは、左記問い合わせ先まで。
問い合わせ先 市役所第2庁舎林務水産課 ☎（0857）20-3235 / 各総合支所産業建設課（14ページ上記参照）

鳥取環境大学
サテライト・キャンパス
ー生き抜くためのビジネス講座ー

とき 6月18日（日）午後1時30分～4時30分
ところ 中央図書館 多目的ホール（市役所駅南庁舎2階）
テーマ 「勝つための決算書の見方」
講師 鳥取環境大学助教 公認会計士 鈴木義浩さん
定員 30人（先着順）
受講料 1000円
申込先 鳥取環境大学企画交流課 ☎（0857）38-6704・☎（0857）38-6709・電子メール kouryu@kankyo-u.ac.jp